

鈴鹿市告示第217号

鈴鹿市意見公募手続要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月30日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市意見公募手続要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市意見公募手続要綱（平成25年鈴鹿市告示第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 意見公募手続 市の基本的な政策等の策定過程において、その案を公表し、市民等から当該公表したものに対する意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、当該意見等を考慮して必要な意思決定を行うとともに、当該意見等の<u>内容</u>とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(意見等の取扱い)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市長は、前項の意思決定を行ったときは、同項の意見等の<u>内容</u>及び当該意見等に対す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 意見公募手続 市の基本的な政策等の策定過程において、その案を公表し、市民等から当該公表したものに対する意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、当該意見等を考慮して必要な意思決定を行うとともに、当該意見等の<u>概要</u>とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(意見等の取扱い)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市長は、前項の意思決定を行ったときは、同項の意見等の<u>概要</u>及び当該意見等に対す</p>

る市の考え方を公表するものとする。ただし、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第7条各号に掲げる情報に該当する場合については、この限りでない。

3～5 略

る市の考え方を公表するものとする。ただし、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第7条各号に掲げる情報に該当する場合については、この限りでない。

3～5 略

附 則

この告示は、公表の日から施行する。